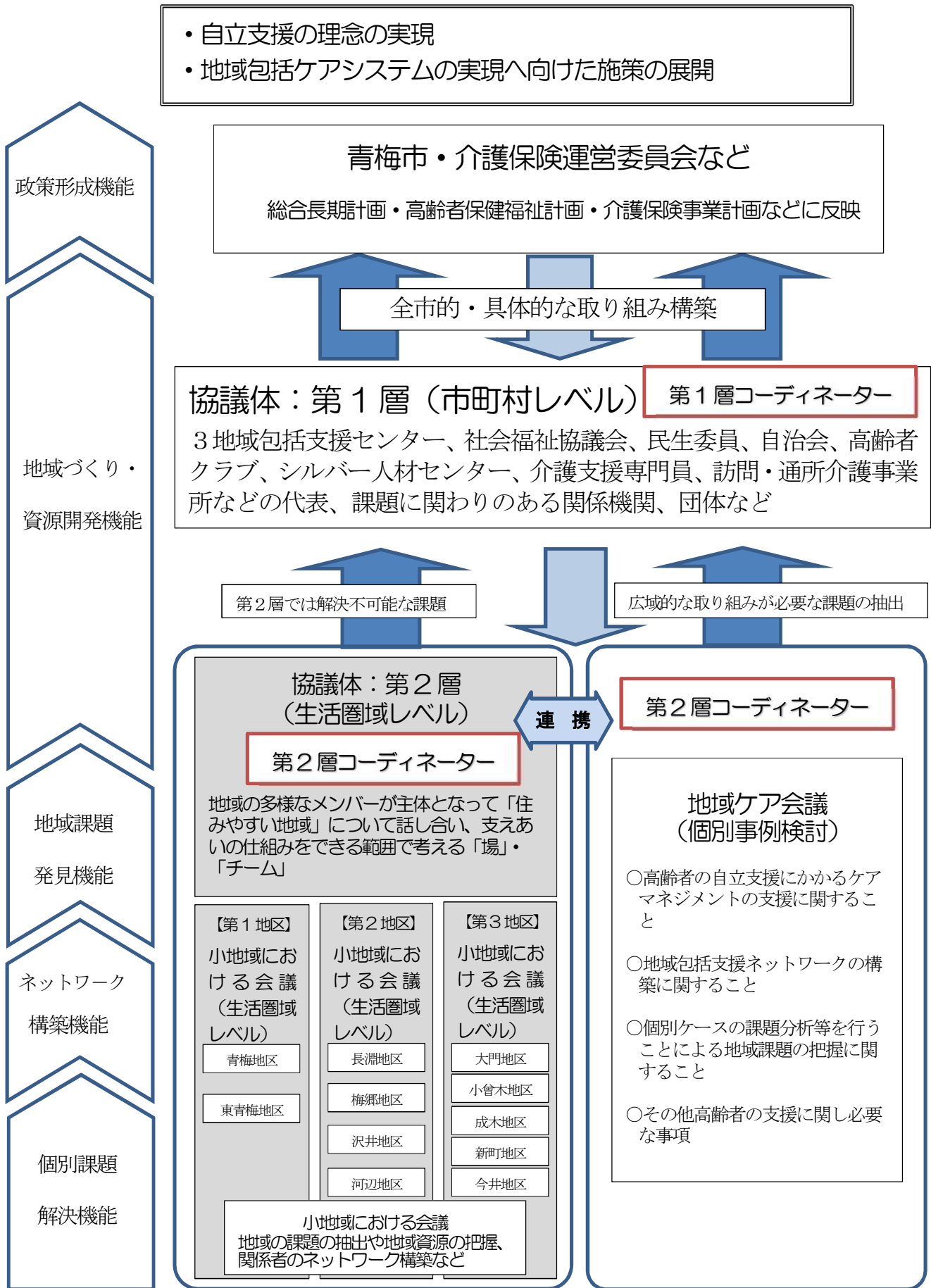


地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みについて



3 保険料設定の見込み

第8期計画では、高齢者人口の増加、特に75歳以上の後期高齢者の増加に伴う要介護認定者数の増加により、介護保険サービスの利用量が増えることが見込まれます。

■保険料の主な上昇要因

- ・介護報酬の0.7%のプラス改定（うち0.05%は、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価（令和3（2021）年9月までの間））

■保険料の主な低下要因

- ・一定以上所得者の利用負担の見直し（高額介護サービス費および負担限度額認定）
- ・平成30年度から創設された保険者機能強化推進交付金、令和2年度から創設された介護保険保険者努力支援交付金の第1号被保険者保険料への充当

4 保険料上昇の抑制について

保険者である市区町村は、介護給付費等準備基金を設けて、計画期間の初年度に発生が見込まれる余剰金を積み立てる一方、給付費の不足が生じた場合に切り崩しを行うなど、被保険者に安定して保険給付を提供するよう努めています。介護給付費等準備基金は、介護保険財政の安定を図るために大切な役割を果たしていますが、基金を必要以上保有しないよう、本計画期間においては基金の一部を取り崩し、第1号被保険者全体の保険料負担の上昇を抑えることとします。

（後半部分を追記しています。）

■公費による軽減

- ・平成27年4月から、消費税率8%への引き上げによる増収分を活用して所得の低い方（所得段階が第1段階）への保険料軽減措置を実施しています。また、令和元年10月から、消費税率10%への引き上げによる増収分を活用して、所得の低い方（所得段階が第1段階から第3段階）への更なる保険料軽減措置を実施しています。この軽減対策は、税と社会保障の一体的改革として行われたもので、財源は、消費税の増収分をもとに、国が2分の1、都道府県が4分の1、市区町村が4分の1ずつ、一般会計で賄っています。

5 介護サービス利用者の自己負担額

（全文追記しています。）

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方に御負担いただきます。この利用者負担については、介護保険制度開始以降、利用者の所得にかかわらず一律に1割とされてきました。しかしながら、団塊の世代の方がすべて75歳以上となる令和7（2025）年以降にも持続可能な制度とするための制度改正が行われ、一定以上の所得のある場合、平成27年8月から2割負担が、平成30年8月から3割負担（2割負担の方のうち、さらに所得の高い方）が導入されています。

ここに音声
コードが挿
入されます